

2016.08.04 : 平成 28 年 文教子ども委員会 本文

○尾澤委員長 それでは、これより文教子ども委員会を開会いたします。

なお、市長それから統括指導主事より、公務のため終日欠席する旨の届出がございましたので、あらかじめ御報告させていただきます。

それでは、冒頭にまず資料請求がある方、お伺いしましょうか。

○幸野委員 報告事項の 5 番について資料請求をお願いしたいのですけれども、保育所の保育料の問題について、以前諮問されたということの御報告を受けたときに、資料について、検討委員会の資料とか議事録というのを委員会として請求したいというお話を、私と委員長も含めて相談させていただくという形になっていたと思います。1 つはもう全て終わって、前回の定例会のときには第 6 回目の資料と議事録を出していただいたのですが、それ以前のものについてはまだ目にしておりませんので、全部終わったこともありますので、1 つは全体に関して図書室に、これまでもほかの委員会等々でもやられているのですけれども一式を配架していただきたいということをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○尾澤委員長 ただいま幸野委員より資料請求のお求めがありましたけれども、こちらに関して御用意できますでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長 そのように準備いたします。

○幸野委員 じゃあ、それに基づいて、今回は、それはそれで配架してもらうこととは別途で、私として確認した資料を何点か請求させていただいて、当然全部出してもらうということじゃなくて部分的に出していただけたらというのが何点かございます。1 つは、今回、年少扶養控除が廃止されるということが答申の中にも書かれているのですけれども、その廃止によってどのぐらい利用者の方の負担がふえるのかということについて、この検討委員会の中に示された資料を出していただきたいと思っております。それがまず 1 点目。

それから、他市の状況として、今子ども・子育て支援制度のもとでこういう改正がされているということなんです、扶養控除廃止の再算定を外したのがどのぐらいあるのかと、都内の自治体の状況をお願いしたいと。あわせて住民税方式に変えている自治体というものもどうなっているのかというのを教えていただきたいということです。

それから、国の制度改正が前提になっていると答申書の中にも書かれているのですけれども、国がこの新制度で保育料の考え方、算定の仕方の考え方を変えているわけですが、その国の考え方が変わったということをどのように検討委員会に事務局として資料として出されているのか、その資料をお願いしたいと。

それから、認証保育園とか幼稚園の費用負担、利用者負担の比較というのがここで書かれているのですけれども、それが検証委員会にどのように示されているのかというのを出していただきたいと。

最後に財政状況です。検討委員会の報告にも財政状況が悪化していると書かれているのです

が、この財政状況の悪化というか、財政状況そのものがどういうふうになっているということを検討委員会に示されているのか、これを出していただきたいと思います。

○尾澤委員長 5点ですか。（「そうです」と発言する者あり）
では、資料請求について1つずつ御答弁いただきたいと思います。

○山口子ども子育てサービス課長 今御請求いただいた資料のところで、まず1点目の年少扶養控除の再算定をなくしたことで負担がどれくらいふえるかという点ですけれども、今回、一応資料No. 5-2になるんですが、こちらの3枚目の分布グラフを出したところで、合計の額としては影響額が出ております。ただ、こちらは3歳未満の第1子を想定して全て一律でやっておりますので、第2子、第3子というところは、そこまでの細かい作業には至っておりません。ただこの辺の階層がどのように移動したかという一覧の表は別にございますので、そちらをあわせる形でよろしいでしょうか。

○尾澤委員長 はい。

○山口子ども子育てサービス課長 そして2点目の26市の状況としては直近で調べたものがありますので、御用意いたします。

3点目で国が制度上廃止を決定したときの委員会での説明ということで、こちらは確認してお出ししたいと思います。

4点目の認証保育所の比較というところで、実際のモデルケースを設定して試算したものがありますので、そちらの資料を御用意いたします。

あと財政面が厳しいというところの資料ですけれども、市の財政面について説明したものが資料としてありますので、そちらも御用意いたします。

○尾澤委員長 ほかにございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○尾澤委員長 報告事項5番、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会の答申について、報告を受けたいと思います。

○山口子ども子育てサービス課長 それでは、報告事項5番目の国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会の答申について、資料をもとに御報告させていただきます。なお、資料No. 5-1ですが、こちらの答申書につきましては既にポスティングにて御報告したものと同一資料となっております。

まず資料No. 5-1の1ページ目です。こちらの2番の延長保育料について先に説明させていただきます。こちらにつきましては、延長保育料は民設保育園との差が大きくないということから、現行の料金で妥当であるという答申の内容になっております。

そして1番の利用者負担額のほうですが、こちらにつきましては子ども・子育て支援新制度に対応すべく改定すべきであるという結論で、めぐりまして3ページの別紙1をごらんください。

こちらにつきましては検討内容として4点ありまして、それぞれいただいた答申について御説明いたします。まず1番の1号認定は幼稚園等の教育認定子どもに係る部分なのですが、そちらの利用者負担額について、徴収基準額表は現在のとおりとするが、旧年少扶養控除の再算定については廃止とするという内容になっております。

この年少扶養控除につきましては資料No. 5-2をごらんください。年少扶養控除の制度的な変遷をわかりやすくまとめてみました。まず一番上の国の制度のところなのですが、そちらは所得税、住民税、それぞれ子ども1人当たりの控除額が定められていました。左側になるんですが、所得税は、ゼロ歳から16歳未満は38万円控除、住民税はゼロ歳から16歳未満は控除額33万円になっているという、こちらは平成22年の税制改革のときに子ども手当の創設と相まって、所得税については平成23年度、住民税は平成24年度に年少扶養控除は国の税制度としては廃止されたものであります。子ども手当は今児童手当に置きかわっておりまして、実際の額については吹き出し窓に記載のとおりとなっております。直接給付に変わったというところでありまして。

表の中段の部分になります。国の制度の保育園の利用者負担額についてのところですが、こちらにつきましては利用者の負担額の算定に当たっては年少扶養控除を再計算する流れがありました。しかしながら、国は平成27年度より子ども・子育て支援新制度に移行するに当たって再算定を行わない方針を出しております。ただし市町村の判断により廃止前の旧税額を再計算する経過措置を設けることができるという位置づけで今日まで至っております。

市の制度といたしましては一番下になるんですが、現在再算定を行っているものであります。今回の答申では廃止するという内容になっております。ただし、答申の中にもあるんですが、資料5-1の7ページの一番下のところを読んでいただくとわかるんですが、利用者の負担が過度に重くならないよう負担軽減のための緩和措置を講ずることを見直しの条件とするという答申の内容になっております。

次に先ほどの別紙1に戻りまして、答申の2番目の2号認定及び3号認定、こちらは保育認定子どものほうですが、そちらの利用者負担額についてです。住民税基準の徴収基準表のとおり改定し、1号認定と同様に旧年少扶養控除の再算定については廃止するという内容になっております。

なお、改定後の基準表についてはその次のページのとおりであります。こちらにつきましては現在の基準表と比較できるように、資料No. 5-2の2枚目になりますが、そちらに並べたものを資料として用意いたしました。左側のほうが現行の所得税基準の表であります。住民税基準に置きかえたものが右側の答申の内容の表となっております。見ていてわかるように変更点は太い黒枠の部分で、こちらの部分だけ変更しております。利用者負担額には変更ありません。太線枠で囲った部分ですが、こちらは保育料の階層区分を決定する税額の幅が改定されております。

この税幅を設定した答申の考え方につきましてはその次のページになりますが、順を追って説明します。1)のところが現行の基準表に基づく平成27年7月時点での分布となっております。こちらを、同じ所得税基準ですが、旧年少扶養控除の再計算を行わない場合の分布というのが2)の部分です。それを住民税基準にするに当たって、この2)の分布とほぼ同じになるように住民税の税幅を設定したものが答申の基準表の税幅になります。それを行うと3)のような分布となっております。なお、こちらのほうは3歳未満第1子の場合という一番高いところの試算で行っております。先ほど冒頭に幸野委員から質問ありました年少扶養控除を外したときの影響額については、こちらの合計のところをそれぞれ示させている月額のほうがマックスの試算となっております。

す。実際、実務上は第2子が半額になったり、第3子は0円。あと3歳児以上の場合にはお安く
なっている形にはなっているんですが、試算上、これをやると入所事務と同じようなかなりの手
間が出るものなので、試算上ということで、一応一律に3歳未満の第1子の一番高いところの金
額で試算を行っております。

次に答申の別紙1に戻りまして、3番目の保育短時間の利用者負担額と4番目の年収約360万
円以上相当世帯の多子減免につきましては、いずれも現行の国基準どおりという答申になってお
ります。今後の流れとしましては、以上の答申を尊重した上で9月議会に向けて条例改正を提案
して、平成29年4月の施行を目指して現在市としての方針を検討しているところであります。

続きまして、幸野委員の冒頭にありましたお求めの追加資料について御説明いたします。まず
財政面のことについてなんですが、1番目のところですが、国分寺市財政状況の推移という資料
で、平成20年度から26年度までの決算数値で民生費の割合が年々増加している現状を、まず検
討委員会に説明しております。こちらはページが見にくくなっていますが1ページです。民生費
のところは、平成20年度が31.11%だったのが、26年度には43.55%と年々上がっていく傾向が
あるということを説明しております。そして平成26年度と27年度については内訳を検討委員会
に示しております。

2ページが平成26年度、3ページの平成27年度を見ていただいて、左上の表で民生費の一般
会計に占める割合は44.08%ということを確認しております。この中で、この内訳として保育に
係る経費はどれぐらいなのかというのがその下の表になります。児童保育費1)と市立保育園費2)
の合計で24.3%、財政的にはかなりの割合となるという状況を確認した上で、さらに保育に係る
費用を分析したものが4ページからの資料になります。

4ページは平成24年度、25年度、26年度と27年度時点での実績額で説明しておりますが、27
年度時点での見込みが5ページからの資料になります。27年度の試算では市の負担分は47.9%と
いうことで、5ページが一番上の表なんですが、市の負担分としてはそれぐらいを占めていま
す。保護者の負担割合は13.2%で、今後につきましては保育園を増園することにより、一番右側
の支給額、こちらは施設給付に係るものなんですが、こちらはすなわち民生費での支出になるん
ですが、27年度以降は今後も保育園を増園するということによって年々ふえていく見込みであるこ
とについて、検討委員会として理解したというところであります。

以上が財政面に関して検討委員会で説明した内容になります。

次に、認証保育所との比較についてはどのような議論をしたのかという点についてですが、こ
ちらは7ページで、まず認証保育所の料金の一覧をお示ししました。8ページのところは市内の
新制度に移行していない幼稚園の一覧ということで、一緒に出しております。

そして9ページの資料については、モデルケースを設定して説明しています。まずモデルケ
ースの1と2でそれぞれの負担額について試算を行っております。上は認可保育園の場合ですが、大
体ゼロ歳から2歳時、3歳から5歳時で額が変わってきますが、階層区分がD9という一番多い
ところの階層区分で試算しております。年間167万400円という金額であるのに対して、それ
では認証保育所だとどうなるかというのがモデルケース2になります。認証保育所だと助成額が月
1万円ありますので、そちらのほうを差し引いて総額で出た形が実質の負担額ということで、275
万3,000円であるという試算になります。見てわかるように、認可保育園に対してかなり年間経
費が高いということを検討委員会では理解しております。

次に10ページなんですが、こちらは幼稚園のほうです。モデルケース3のほうが認可保育園の

後に3歳から幼稚園に通った場合について、それぞれ認可の幼稚園に通った場合と、あと私立の幼稚園に通った場合の実質負担額を比較しました。私立幼稚園に通った場合には市のほうで助成額を出しておりますので、その辺を差し引いて実質負担額として出しております。検討委員会としてはかなり近い数字であるということを確認しております。

次に、旧年少扶養控除の再計算の部分についてなんですが、国が制度上廃止を決定した資料、どういうものを検討委員会で資料として提出して議論したかという御質問がありました。こちらについて確認したところ、検討委員会では資料というものは配付しておりません。平成26年度中の内閣府の資料の中で再算定は新制度では行わないこととするといった記述が見られますが、こちらは平成27年度の当時の検討委員会で議論するに当たっては、既に行わない前提でもう制度が進んでいる中での議論となったので、検討委員会でお配りした最新の内閣府の資料としては子ども・子育て支援新制度についての概要説明なんですが、そちらには既にもう年少扶養控除に関する記述がなかったために、検討委員会では結果としてそういった直の通知というものは見ていない形になっております。ですので、検討委員会では平成26年度中に示された国の方針について、担当より御説明したところであります。

あと、質問の中で負担額がふえる部分についての試算は、資料No.5-2で説明した内容になります。それで年少扶養控除を外した場合の影響についてというところで、検討委員会では現状については階層変動一覧のほうで示させていただいていますが、11ページの実数値で検証を行っています。かなり階層を移動される方が多いということを確認しておりますので、この表から激変する方がいるということが確認できましたので、そういったことで答申の中でも緩和措置を設けることを条件とするといった答申の内容になっているところです。

若干この表については補足が必要なんですが、例えばこの表の見方としては一番左上のBのところ、これは今現在のところなんですが、年少扶養控除を外すとどこの段階まで行くのかといったのが変更後の階層になります。そこに移行した人数を示しております。これは7月1日時点の入所の先ほどのグラフの詳細な内訳になるんですけども、若干後で確認してわかったことが幾つかあるんですが、一番下の左のD4がD16にまで上がっているというのがあって、ここは少々気になったので調べたところ、このD4だった方がD16まで上がったのは3名の方がいるんですが、これは別収入があることがわかったという形です。なので、年少扶養控除の影響としては違うんですけども、なぜこういうことが起こるのかというのは、所得税基準の場合、我々のほうは普通のサラリーマンでありましたら源泉徴収票を提出していただいて、それに基づいて年収を判断して階層を決めているんですが、複数の所得がある方で1つしか出してこない方がいるので最初の額としてはD4になってしまっていて、住民税データで総所得額というのは6月以降確定してから市のほうにも入ってきますのでそこで確認すると、あれ、出されていた書類とかなりそごがあるということで我々のほうも気づきます。そういった場合に、さかのぼって保育料を上げさせてもらっている事例が、このようなD16まで上がったというのがあります。かなり変動しているのはそういったところの事情があって、年に数十件あるのが実態です。

逆にD20のところではBまで落ちている方がいらっしやって、こちらのほうも検証したところ、住民税データでこちらを見てはいるんですが、母親のほうが実際専業主婦で国分寺市にいますが、父親のほうが単身赴任といった場合、住民税に置きかえると当然他市の住民税情報というのは入ってこないの、試算上は0円になってしまってここまで落ちているという状況になっています。そういったところがかなりあるんですが、おおむねそれでもかなり変動するということ

は検討委員会としては確認しております。

最後に 26 市の状況として最新のものを用意いたしました。こちらは電話による聞き取り調査を行ったものです。一番上の国分寺市と国立市と羽村市につきましては、国が新制度移行後もまだ住民税に切りかえてない形になっております。ほかの市につきましては、切りかえ時の平成 27 年 4 月 1 日時点で住民税基準に全て切りかえております。何らかの緩和措置を設けたか、設けていないかということについては、緩和措置の欄に書いてあるように二分しています。大体半々ぐらいの比率です。どのような緩和措置を講じたかということも各市ばらばらとなっております。

○尾澤委員長 説明が終わりました。こちらについて質疑等がある方は挙手にてお願いいたします。

○幸野委員 時間もありますので端的にお伺いしていきたいと思います。まず財政状況なんですけれども、いわゆる財政関係に出された資料というのはこの 1 ページから 6 ページまでということで理解していいでしょうか。（「はい」と発言する者あり）

それ以外は出していないということなんですけど、これは、例えば基金の状況だとか、今後の財政フレームで市の財政全体がどうなっていくのかということを示さなかった理由というのはあるんでしょうか。というのも、これは民生費がふえているということはあるし、児童福祉費なんかもふえているというのはあるんですけれども、かといって、じゃあ、市の財政状況がその分悪化しているのかということできくと、児童福祉費の状況とか民生費の状況ということだけで言えばこれだけでいいのかもしれないんだけど、市の財政状況全体ということで言えば基金の推移だとか、あるいは公債費なんかも相当減っていることなんかもあるし、そういうのが影響してというのもあるんだけど、そういうことを示さなかった理由というのはあるんでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長 意図的に出さなかったわけではありませんが、そういったところよりも一般会計の中でどれだけ占めている率が上がってきているかというのは、実際民生費がかなり伸びているというのは事実なので、現状として事実のところを資料として出した形になっております。

○幸野委員 それはそうなんですけれども、例えばそのうちの市の負担がどうなっているのかということも非常に大事なポイントではありますよね。4 ページ、5 ページ、6 ページなんかでは一定は出ていますけれども、民生費がこれだけ、例えば 1 ページの資料 1-6) のところだけではやっぱり語れない部分というのがあるんですね、民生費がふえたり児童福祉費がふえたりということに照らして市の一般会計がどうなっているのかと、その市の一般財源の支出がどうなっているのかと、その一般財源の支出が出ている根源である税収のところだとか、あるいは基金の状況とかそういうことを考えると、果たしてそれで妥当だったのかなと私は思わざるを得ないと思います。これは意見として一言言っておきたいと思います。

それから 2 点目に国の関係について、今回資料が出ていないんですけれども、国がこの年少扶養控除を廃止したそのことというのが、答申の中では制度として前提になっていると答申に書かれていますね。そのことについてどういうふうに説明したのかなと思っているんですよ。平成 26

年度の通知の説明をされたというんですけど、その通知にはどういうふうに書かれているんでしょうか、どういうふうに説明したのかを正確に知りたいんですけども。

○山口子ども子育てサービス課長 利用者負担の階層区分の判定については、年少扶養控除等の廃止による影響については再計算しない取り扱いを原則とするという国の通知の内容を説明した形です。こちらは平成27年3月31日の内閣府の通知になっております。

○幸野委員 そのことを、通知は示さないで検討委員会の中で事務局が説明されたという理解でいいんでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長 そのとおりです。

○幸野委員 その後というか、そのころなんですよ、平成27年3月31日前後に自治体向けのFAQというのが変わったのは。それは市の担当のほうは御存じですか。再計算しない取り扱いを原則と言いつつも、ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算した上で新制度の利用者負担階層区分の決定を可能とする経過措置を設けることができますと、こういうことを言っているのは説明されていますか。

○山口子ども子育てサービス課長 こちらは、私も先ほど年少扶養控除の説明のところでした内容と同じであります。議事録でどこでというのは今確認できませんが、当然したものと認識しております。

○幸野委員 認識したかどうかというのは非常に大事なことなんですね、検討委員会が認識したかどうかというのは。その前のところで、同じQアンドAの中なんですけど、改正前後で極力中立的なものになるよう階層に用いる市町村民税所得割額を設定していますと、国の基準表のほうなんですけど、そういうことも説明していますか。

○山口子ども子育てサービス課長 申しわけありません。確認がとれません。

○幸野委員 じゃあ、あわせて言っちゃいますけど、国の基準表の考え方を前提にしているということを今回おっしゃっているんですけど、金額が違ふけどその考え方を前提にしているということなんだけど、その国の基準表の考え方には子ども2人分の年少扶養控除が入った形で計算されているということも説明されていますか。まず、そのことも含めて確認してほしいんですけど。

○山口子ども子育てサービス課長 お時間をいただければ確認させていただきたいと思いません。

○幸野委員 わかりました。きょうのきょうというのは多分無理だと思いますので次回の委員会で結構ですので、そこのところをきちんとまず国の考え方そのものを踏襲するかどうかは別にしても、国の示している部分の一部だけを説明して、それを前提にした答申というのは、私はまずいと思うんですよ。いいところどりとか都合のいいところだけ説明して、そういうことが前提なんですという話の認識のまま議論が進んで答申になっているということじゃまずいと思うんですよ。そういうことがきちんと説明されて、理解されて、その上でこの答申になっているかどうかというのを確認したいので、それは、じゃあ、次回、調べて御報告していただけますか。

○山口子ども子育てサービス課長 事実関係は確認したいと思います。

○幸野委員 それと、出していただいた資料の11ページのところなんですけれども、検討委員会に出された資料で、年少扶養控除の廃止によってどういう影響が出るかという資料はこれだけということでしょうか。それ以外にも何か年少扶養控除を廃止してどういう影響が出るかという資料は出されているのでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長 先ほど用意いたしました資料No. 5-2は階層区分を決定するに当たっての経緯ということで、1)2)3)のほうは全く同じものを示しております。

○幸野委員 なるほど、どこからどういうふうに変ったかというのはわからないけれども、最終的な結論としての階層がどうなったかという、階層の移動の結果としてどうなったかというのは出ていると、わかりました。

それで、このきょう出していただいた資料の11ページのところなんですけど、先ほどD4階層の方がD16に移動されると、これが何でなのかというのは別収入があったという話なんで、これは年少扶養控除の影響じゃないということですよ。そうすると、つまり年少扶養控除だけの影響というのは、これだけ見たらわからないということになるのかな。年少扶養控除が廃止されると当然子どもがたくさんいる世帯、16歳までですから高校へ入るまでのお子さんたちが、16歳は入った方もいるのか、多ければ多いほど控除額が減るわけですよ、住民税になれば1人当たり33万円減っていくわけで、例えばお子さんが1人だったら33万円の所得が計算上はふえることになる、実際にはふえてないんだけどもふえることになる。3人、4人、5人と子どもがいる場合には、例えば5人だったら165万円の収入がふえることによって階層が上がってしまうということになるわけですね。それによってどのぐらい保育料が上がるかという説明というのは、この検討委員会の中ではされているのでしょうか。例えば月額で言えば階層が幾つ上がるのかちょっとわかんないんだけど、かなり上がって3歳未満の一番下の子がいるとか、あるいは2人入っていれば保育料が半額になったりとかするというのはあるにせよなんだけど、実際の方でどのぐらい上がるかとか、そういう説明、金額の話というのはされてますでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長 実際配付した資料を確認しますと、今の変動の部分はこの一覧に基づいて議論されているというのが事実でありまして、じゃあ、個別具体的に先ほどのようなモデルケースを使って説明、分析といったものはしていないという認識です。

○幸野委員　それはどうなのでしょうかね。それぞれケースは違うといっても、大きい方では、他市の事例なんかで見れば年間数十万円の保育料が上がっちゃうという方も出ているわけです。そういうことについて説明なしに今回答申を出されたということに関しては、市としてはどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　委員がおっしゃるように個別的な何人いたら幾らとかそういったところの試算はしておりませんが、先ほども申し上げたようにこちらの変動幅を見てかなり変動しているというのは明らかでありますので、答申の中でもそういったことを斟酌して激変緩和措置を設けることを条件となっているという議論の結果になっております。

○幸野委員　ただ金額として本当に認識されているのかというのは、やっぱり市としてもきちんと説明すべきだったんじゃないでしょうかと私は思うわけです。激変緩和とかと言っているけど、これは激変緩和なのでしょうかね、そのことをもう一回確認したいんですけど、国は経過措置と言っているじゃないですか、これは激変緩和のことをおっしゃっているのかな。

○山口子ども子育てサービス課長　先ほど幸野委員からもFAQについて説明をいただきましたけれども、こちらは但し書きとして市町村の判断により既に入所している者が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除を再計算した上で階層区分を決定することを可能とする経過措置を設けることができるという、経過措置という形でやっています。ですので、今お尋ねの緩和措置とは違う性質のものだと思います。

それで国分寺市はどうかと言いますと、実際今再算定を行って平成27年度、28年度も、来年の3月31日までは確実にこの経過措置をとっている状態であります。そこからこちらの答申のほうは緩和措置という、つまり経過措置とは違うものを答申の中に盛り込んでいるという認識であります。

○幸野委員　そうするとこの解釈でいくと、経過措置は既に入園している者が卒園するまでの間に限り経過措置を設けることができますと書いてありますね。ということでいくと、去年の4月からですから、去年の4月に入園されて、例えばゼロ歳児で入っていた方而言えば、あと3年間は経過措置はとれるということですね、そういう理解でいいのでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　先ほども申し上げたように市町村の判断ということになりますので、そこをどう判断するかということがこれからの課題になっています。

○幸野委員　了解しました。ただその経過措置については残念ながら答申で触れられていないんですね、緩和措置というのは言われているんだけど。だからそこがきちんと説明されたのかどうかというのは先ほど求めていますから、きちんと整理した上で次回お出しいただきたいと思えます。

先ほどのモデルケースのことに関しても、11ページの資料だけじゃわかんないっていう話ですよ、扶養控除以外の要素も入った変動があるということで言えば。それが今明らかになって、でもそんなことは説明してないわけですよ、これはもう扶養控除をなくした影響として説明し

ているわけでしょう。それも含めて説明されているんですか。だから年少扶養控除が廃止されることによって、そのことが原因でどのぐらい負担がふえるかというのは、現実問題、検討委員会には示されていないんじゃないでしょうか。すなわち委員の皆さんは理解していないんじゃないでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　こちらの答申書の9ページをごらんください。まず一番上の表なんですけれども、影響人数として全体2,010名中、上昇する方が1,446人いるという認識にはなっています。実際の額については、先ほど試算上のもので3歳児未満の第1子ということで示しているところでありますので、当然マックスではあります。こういった大きな影響が与えられるということは全ての委員が認識の上と私のほうは考えております。

○幸野委員　マックスというのはどういう意味ですか。人数がどれぐらいふえるかというのはわかっているんだけど、金額がどうかというのはわかんないじゃないですか、年少扶養控除の。それはやっぱりこれだけだと認識されていないと私は思います。だから階層が複数上がるとかかっていうことはもしかして理解しているのかもしれないけれども、そのことによってどれぐらい影響が出て、どういう所得の方がどういう負担になるのかというのは、やっぱり私は示す必要があったらと思います。そうしないと年少扶養控除そのものに対する認識そのものもどうなのかっていうふうに、深まるのかなというふうに思います。私自身は残念ながら思わざるを得ないということをごとでは言っておきたいとします。

何かあれば。

○山口子ども子育てサービス課長　私は検討委員会のほうには残念ながら一度も参加できてはいないんですが、当時の担当していた者に聞いていて、その辺の資料の出し方というのは非常に難しかったということをご現状として聞いております。今幸野委員が言われるように個別具体的な部分というのが、じゃあ、全部漏れなく見られるのかと云ったら、一件一件調べなければならなくなります。我々としましては、今この人はどうなんだろうというのはピンポイントでランダムでやれば当然状況は把握できるんですが、そこでランダムで抽出したものがちゃんと漏れなく網羅されているものなのかというのは別の問題でありまして、総体としてこういう形で示すことが今の現実上、一番全体の影響というものが見られるので、こういうような資料を作成したということになっております。

○幸野委員　わかりました。あと、ちょっと戻ってP7から9ページ、10ページになるんですけど、認証保育所と幼稚園との比較で、実質負担額という金額の面だけ出ているんですけども、それ以外に何かこの点で、注釈じゃないですけど市の考え方みたいなものは検討委員会に何か示されているんでしょうか。例えば市は認可保育所で待機児童を解消する方針があるとか、あるいは認証保育所を利用されている方が認可保育所に申し込んでいるんだけど、どれだけそれに入れなくて認証に行かれていますとか、そういう説明というのはされていますか。

○山口子ども子育てサービス課長　そちらのほうも委員のほうから請求されて検討委員会に実数のところを示しているものがあります。どれぐらい利用しているのかといったものを検討の材料としております。

○幸野委員　いや、それで市の考え方と違ってというのは示されたのですか。

○山口子ども子育てサービス課長　市の考え方としては、今後民営化と民設園の誘致というものを行っていくというのを説明しております。それは先ほどの財政の資料のところ、ページにしまして5ページからになります。こちらの今後の見込みのところ御説明しているところなんです、資料上には記載がないんですが、説明としては議事録で確認したところ平成27年度は1園新たに開設している、28年度はひよし保育園が民営化して3園の開設予定である、29年度はほんだ保育園が民営化してさらに2園開設する予定であるといったような説明をしております。その中で、市としては保育料が保育園をふやすことによって、先ほど申しました支出額のところ、その市の負担分というのは当然上がっていくというところの説明をしているところであります。

○幸野委員　いや、財政の面というよりも、むしろここでは利用者負担額の比較のところなので、これを見ると認可保育所に通っている方はゼロ歳から5歳まで通わせるとトータル167万400円の負担だと、このケースで言えば、この世帯でこの所得でということが前提になりますけど。そうすると認証保育所の場合には275万3,000円と書いてあるじゃないですか。認証保育所に通われている方というのは、それぞれさまざまな方がいるんですけども、かなり多くの方が保育の必要性の認定を受けて必要であると、必要性があるよと認定された方も結局入る場所がなく、あるいは近場が全ていっぱい認証保育所を選ばざるを得ないという方もかなりいらっしゃるんですね、そういう方が多いわけですよ。そういう方は本当であれば認可保育所に入りたいと市も思っているからふやしているわけだし、そういう入っただけのように取り組んでいるわけじゃないですか。じゃあ、それ以外の方は何かといたら、例えば時間が夜中まで見てもらえるとか、あるいは働いていなくても入れて見てもらえるとか、そういうような別の、認可保育所とは全然違う要素の話になってくるわけで、だからサービスの意味合いも全然変わってくると、そういう要素もあるわけじゃないですか。そういうことと違ってというのは御認識されているんですかね、検討委員会の方というのは。市のほうではそういうことは説明されているんでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　確かにおっしゃるように認証保育園というのは保育認定は必要ありません。しかしながら当然保育を必要とする方々が多く通っているということは検討委員会の中でも説明しているところであります。そういうことがあるので、当然公費負担という側面で考えると、保育が必要な人、また必要でない人も含めて認可保育園だけにかかなりの利用者にかかなりの公費が費やされているという現状を検討委員会として理解していますので、このような答申で年少扶養控除廃止もやむなしという結論が導き出されているという状況であります。

○幸野委員　　そういう見方もあるのかもしれないんですけど、むしろだからそういう必要性のある方は認可保育所で対応していこうというのが市のスタンスなわけですから、認証保育所の方がかなり負担が高いからとかとって、ただ単純に金額だけでは比較できない側面がやっぱりあるんじゃないか、そのことをきちんと踏まえて上で検討されたのかどうかというのを確認したかったということなんですけど、残念ながら多分そういうことについては恐らく説明されていないのかなと認識いたしました。

　あともう一つは答申書に入るんですけども、報告書の7ページ、これはどうなのかなと思うんですけど、下から7行目のところから書いてあるんですけど、住民税と所得税のメリット、デメリットのところマイナンバー制度の話が書かれていますね。「マイナンバー制度の利用が拡大された場合、他自治体からの転入時においても、書類提出が不要になると予想される」と書いてあるんですけど、今の所得税基準の場合には確定申告書や源泉徴収票を持ってこなければならぬと、一方で住民税基準の場合には提出不要なんだと、それがさらにマイナンバーで拡充されると言っているんだけど、マイナンバー制度は私たちはかなり否定的に言っているんですけど、ただその制度を前提としたときに所得税の場合にも書類提出というのは不要になるんじゃないかと私は思っていたんですけど、この段階というか検討委員会では所得税基準は負担になるんだと書いてあるんだけど、これはこういうことなんでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　　こちらのほうはマイナンバー制度を利用するに当たって、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのがあるんですが、そちらのほうで子ども・子育て支援法による事務で使えるものというのが定められております。そちらは地方税関連情報ということで、所得税までは引っ張ってこられない制度設計になっているという状況であります。

○幸野委員　　それは市の条例で規定できないということなんでしょうか。法律でもう決まっているからその枠外のものではないという認識なんでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　　そういう認識であります。

○幸野委員　　了解しました。それは私も認識を新たにいたしました。

　それからもう一つ最後に確認しておきたいのは、年少扶養控除の廃止によって、先ほども言いましたけども多子世帯の負担がふえてしまうということがあるんですけども、国分寺市は出生率を上げようとか子どもをふやしていこうというスタンスは持っていると思うんです。その多子世帯を支えていくための、低所得者の多子世帯に対しては国の改正なんかもあってさきの定例会で条例改正もしましたけども、子どもをふやしていきたいという市の考え方というのは、この検討委員会には示されているんでしょうか。

○山口子ども子育てサービス課長　　申しわけありません。今の段階では確認できませんので、次回までには確認したいと思っております。

○幸野委員 わかりました。じゃあ、それも検討委員会の中で、私は、これは市の大事な考え方だと思うんですよ、財政状況とかだけじゃなくて、財政状況なんかも含めて市が子育て支援を重視していると、たくさん子どもを産んで育てていただけるような環境をつくっていききたいと市は考えているわけでしょう。そのことがどういうふうの説明されているのかというのは確認していただきたいということを求めたいと思います。

どちらにしても全体的に私はこの保育料のある意味値上げが大半になるわけですが、特に年少扶養控除の廃止によって子どもがたくさんいらっしゃる方が、子どもがいればいるほど負担が大きくなるというこの改定はないだろうと私は思っております。条例改正が9月議会に出されるということではなっていますが、経過措置は当然最大限、国がその分の財源を補填していただけるという関係にもなっていますし、緩和措置というよりもむしろ再算定を継続するという自治体も、この資料を見る限りだと最後のページにそういう判断をされている自治体もかなりありますよね。そういうことを考えると、国分寺市として答申はこういう答申になっていますけど、ただ、どういうスタンスで市が情報を示してきたのか、きちんとその情報が伝わった上でこの答申になっているのかというのは、私はもう少し深めないといけないところがあるなと今の議論をしても思っていますけど、ぜひ本当の意味での子育て支援というのは何なのかと、今市民の経済状況、生活状況はどうなっているのかということ踏まえた上で市の考え方というのを示していただきたいと思いますが、一言いただいて終わりたいと思います。

○山口子ども子育てサービス課長 今回の御指摘もごもっともでありますので、答申を尊重した上で、我々も一番決まっていない部分というのは緩和措置の部分だと思います。そちらのほうも知恵を絞って提案していきたいと思います。

なお、1点、今の幸野委員の中で、緩和措置をした部分というのは国からの補填はありません。（「経過措置ですよ」と発言する者あり）

経過措置も補填はないんですね。国庫負担金の精算については、年少扶養控除を適用しない階層区分に基づく利用者負担額に基づいて行うことと通知でも明確に出しております。

○幸野委員 経過措置をとっている部分についても全く出ないことになっていますか。それって、ちょっとごめんなさい、私、このFAQの見方によるのかもしれないんですけど、平成27年4月1日の段階での在園児と新園児とはこのFAQの中で明確に分けていませんか、全く同じじゃないと思うんですよ。新園児については、ちょっと今FAQのところがあればいいんですけど、じゃあ、そこも次回、わかる資料をつくっていただくと。多分、条例改正ということなので、今回みたいな資料じゃなくてきちんと市の考え方なり何なりを整理されて、資料ももっと充実したものが出てくるとは思いますが、そこも含めてお示しいただけますか。

○尾澤委員長 じゃあ、次回までに整理してしっかりと説明いただくということでお願いします。

○星委員 幸野委員とまた似た質問になるんですけど、どれぐらい負担がふえるのかというのは具体的にわかるのか、私も自分の保育料を見ながらこれはどうなっていくんだろうと思いつつながらこの表を見ていたんですけども、やっぱり2014年度の民間労働者の平均年収が415万円

で、20年前と比べて約50万円ダウンしてしまっていて、その要因は民間で言うと非正規化と中高年齢層の賃金引き下げだと思うんですけども、負担がふえるというのは大きいなというふうには思うところです。

それで、今国を挙げて少子化対策をやっていますけれども、こういう負担増が少子化対策に及ぶ影響というのは検討委員会等々では議論はされているのでしょうか、影響あるか、ないのかも含めて。

○山口子ども子育てサービス課長　それも議事録を確認しなければいけないんですが、そこまで広い話でやっているかどうかは、ちょっと確認しないとわからないところであります。

○星委員　今度市で検討されるときは、ぜひその辺の影響も検討に入れていただきたいと思うんですが、それで資料No.5-2の最後のグラフの資料なんですけど、お聞きしたいのが1)のほうは所得税基準で年少扶養控除で、これは3歳未満第1子で試算ということで、これは1カ月の入ってくる保育料を合計すると6,400万円ということですよ。それで現実、住民税基準にして年少扶養控除をなくすと3)に移っていくという試算になっていて6,800万円、大体6,900万円で、その保育料で入ってくる差は月に450万円ということで、1年間とすると5,500万円くらいですか。国の方針ということもありますけど、市のお考えとしては民生費がふえているんで、保育園も建てなきゃいけないしということで、少しでも市民の負担を公平にということでお考えだと思うんですけども、5,400万円削減してどんな影響があるのか、先ほどの少子化もそうですけども、全体的にどんな影響があるのかということ、御検討のときはぜひいただきたいと思います。

○尾澤委員長　答弁をいただきますか。（「要望です」と発言する者あり）では、要望ということですか。

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○尾澤委員長　それでは、報告事項5番も終わります。

2016.09.06 : 平成 28 年 第 3 回定例会 (第 4 日) 本文

○1 番 (幸野おさむ君) それでは、一般質問を始めたいと思います。

～中略～

○1 番 (幸野おさむ君) 次の質問に移りたいと思います。保育料の値上げ問題であります。これについては、8月4日の文教子ども委員会でも質疑をさせていただいたところなのですが、来年度から値上げを行うということで、9月の議会に条例提案するということだったと思うんですが、今議会には条例提案がなされておりません。ということは、これは保育料の値上げについて中止したということなので理解をしていいのかどうかを確認したいと思います。

○子ども家庭部長 (根本裕之君) 保育料の関係でありますけれども、保育料の考え方としては、今回見直そうとした背景としては、市として、住民税の基準の新制度に対応するための条例改正を予定させていただきました。値上げを目的としたということではございません。しかしながら、今回の検討委員会の中で、国の通知等の情報を十分に提供した上で再度答申をいただく必要があるという判断の中で、今議会の提案は見送りをさせていただいた。そういう次第でございます。

○1 番 (幸野おさむ君) 見送ったということですがけれども、また提案するという事なんでしょうか。

○子ども家庭部長 (根本裕之君) これは検討委員会に改めて、十分な資料提供をお示しをして、再度答申をいただいた後に議会に御提案をしたい。そういうふうに考えています。

○1 番 (幸野おさむ君) また時期を見て提案されるということなんだろうと思うんですけれども、来年度からの値上げというのなかなか難しいんだろうと思うんですけれども、情報をまた検討委員会に提供するという答弁もございましたが、これは私、実は8月4日の文教子ども委員会で指摘をさせていただいたんですが、利用者負担額等検討委員会の皆さまには本当に申しわけないと私自身も思っております。私自身が悪いわけじゃないんですが、市の皆さまはきちんと情報提供されていたのかということについては、非常に疑問がある、問題があると思っております。

1つは財政問題についてです。ここの検討委員会の中でも財政が厳しいということが前提になって、保育料の値上げという答申になったわけですがけれども、その情報として何が示されたのかということをお伺いしたら、民生費が伸びているということと児童福祉費が伸びているということだけしか示してなかったわけですね。でも国分寺市の財政状況っていうのは、今議論したように、ここにもパネルにありますように、基金がどうなっているとか、あるいは公債費がどうなっているとか、そういうことも含めて、市全体の財政をきちんと説明しなければならないと

私思うんです。その点は全く欠けていたということ指摘せざるを得ないわけですが。

もう一つ加えて言えば、国が年少扶養控除の再算定を廃止するということが原則になっているという説明をどうやらされていたんです。その説明が何をもとにされたのかといたら、平成26年度の通知だと。ところが平成26年度末に国のFAQが変わってるんですよ。その変わってるんでは、いわゆる経過措置を認めるということとかが加えられているんですよ。そういうことについて、その変更したことも含めてなんだけれども、国のFAQについても何も示してなかったということなんですね。

そういう中で出された答申が年少扶養控除の再算定を完全に廃止してしまうということで、7割以上の方の階層が上がって、保育料が上がってしまうと。こういう答申になってしまったと。国の考え方そのものがきちんと説明されてなかったという問題もこの情報提供のあり方にはあったんだろうと思います。

そのことを考えると、今、保育料を値上げしようということ自体が間違ってますよね。財政状況も今前段のお話ししましたがけれども、厳しい状況から脱してということを前提に考えるならば、保育料の値上げは速やかに検討委員会の皆さまに事情も説明して、中止するというのが今、市がとるべきことなんじゃないでしょうか。

○子ども家庭部長（根本裕之君） 財政状況のお話は先ほどさまざまされておりましたので、私のほうからお答えすることではないと思いますけれども、これは値上げということではなくて、新たな制度の中で、例えば住民税基準に変えるとかそういった制度の改正がありましたので、そういったところで見直しをしていただくことは、この今回のスタートになっております。ですので、ここで確かに情報提供のところ不足があったこともあります。これは国がFAQだけで示してきたということで、本来であれば国が通知を出していただければ、こういったことは起こらなかったのかという思いもありますけれども、情報提供の不足はこちらの反省材料でありますので、そこは十分な情報提供をして、改めて、再度検討していただいた上で答申をいただきたい。そういうふう考えています。

○1番（幸野おさむ君） そういう意味では、国分寺市の先ほどありましたけれども財政状況であるとか、そういうこともきちんと、偏った情報だけを出すんじゃなくて、全体的にわかっていただいた上で議論していただくということを改めて確認したいと思いますが。

○子ども家庭部長（根本裕之君） 財政状況が厳しいから料金改定をお願いしたいと言ったことは、検討委員会の中ではありません。確かに財政状況を正確にお伝えすることは必要になりますので、次の検討の中では、市の全体の財政状況もしっかり御説明した上で御理解をいただきたい。そういうふう考えています。

○1番（幸野おさむ君） 市は財政が厳しいからって言ってないかもしれないけれども、答申ではもろに財政が厳しいからってということが理由になっているわけですよ。それは情報の提供のあり方として問題あったんじゃないかって私は考えておりますので、民生費とか児童福祉ということだけじゃなくて、市全体の財政状況をきちんとお知らせしていただいた上で御検討いただくことを求めたいと。

もう一つ、今回の保育料の問題で、私が非常に気になっていることは、年少扶養控除の再算定を廃止するということがどういうことかということ、子どもが多い世帯ほど負担額が大きくなるということになるんですね。1人、住民税でいえば33万円の控除が再算定では計算されるわけですが、再算定外されればそれはなくなると。5人になれば165万円という形で収入が変わっていないにもかかわらず、計算基準ではそれだけ上がってしまうと。多子世帯というのは、今低所得者世帯あるいはひとり親家庭の世帯と並んで、支援しなければならない対象だということで国も動いているわけですよ。今回、6月の改正では、低所得の世帯だけだったわけだけでも、多子世帯ということ限定として、支援の枠組みを広げたと。

国分寺市も含めて、児童手当なんかもそうなんですけれども、3人目、4人目の方は経済的負担を減らそうっていう考え方ってこれまでもとってきたんですが、国分寺市そのものの考え方っていうのは実はあんまり示されてないんですよ。今後の方針として、低所得、ひとり親世帯とあわせて、多子世帯を支えていくというまず考え方が市として確立して、そのことも検討委員会だけじゃないです、さまざまな政策の中で土台として構築される必要があるだろうと私は考えているんですが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○子ども家庭部長（根本裕之君） 多子世帯に対する施策を、我々市として、こういうことをすべきであろうということは今まであんまり議論がなかったことは事実だと思います。基本的にこういうことについては、児童手当の中できちっと救っていくということが大事なんだろうと思いますので、ここは国の考え方というのは尊重したいと思いますけれども、ここでこの6月の議会で低所得者360万円以下の多子世帯についての保育費の考え方を条例お認めいただきましたので、そうすると、そこでの多少の金額の誤差のところで大きな開きが出てしまうという実態もありますので、ここは多子世帯、要するに3人目以降のお子さんをどうするのかということ、少し我々も考えなければいけないと思っています。そういったところを内部で少し検討しながら、次の検討委員会に臨んでいきたい。そういうふう考えています。

○1番（幸野おさむ君） 児童手当の中で見ているんじゃないかという、国の考え方を尊重したいということなんです、そもそも民主党政権の時代に子ども手当ができて、1万3,000円になりましたよね。そのときに財源として、年少扶養控除を廃止という方向が出されたわけです。ところが金額が1万3,000円から今度減っちゃうという事態になった上に扶養控除が廃止されるということで、今度は税がふえると。ダブルパンチになっているんです、今ね。そういうことを考えると児童手当の枠組みだけではなかなか多子世帯を支えるというのが難しいだろうと私は思いますので、ぜひここは考え、御検討いただきたいと思います。

国分寺市の場合には、これも厳しく言わなければなりませんけれども、国民健康保険税の均等割り額、いわゆる人頭割、1人当たりにかかわる金額が多摩26市の中でも、当時改正時にはダントツで1位になっちゃったわけですよ。赤ちゃん生まれれば、問答無用で4万円かかるっていう均等割り額にしたと。それも本当に子育て世帯には重たくのしかかっている課題だと思うんです。そういうことも含めて、今回の保育料の年少扶養控除の再算定の問題も含めて、多子世帯をどうやって経済的に支えていくのか、支援していくのかということ、ぜひ真剣に考えていただきたい。それはこれまでも先ほどから言われている少子化の問題とか、歯どめをかける大きな一つの

手法にもなるだろうということもあわせて求めておきたいと思います。

2016.09.13 : 平成 28 年 文教子ども委員会 本文

○尾澤委員長 それでは、行政側からほかにありますか。

○山口子ども子育てサービス課長 8月4日開催の文教子ども委員会におきまして、利用者負担に関する条例の改正を本議会で御提案する旨の御報告をいたしました。先日の一般質問において、子ども家庭部長が幸野議員に答弁いたしましたとおり、条例改正は延期しました。このことを、本日、文教子ども委員会に改めて御報告いたします。

延期の理由につきましては、国が示した子ども・子育て支援新制度では、現在行っている旧年少扶養控除の再計算は行わないということになっているという国の通知を検討委員会では口頭での説明を行って、FAQの詳細の中身については、委員会に対して提示していないことを議事録より私のほうで確認いたしました。この点に関しましては、国の検討経過というのは重要なものですが、その辺を踏まえて、十分に資料説明した上で、再度、答申をいただく必要があると考えております。できる限り早期に開催を行いたいと考えますが、まだ詳細については、きょうの段階で報告できることはございません。

○尾澤委員長 説明が終わりました。こちらに関して質疑のある方はいらっしゃいますか。

○幸野委員 一般質問でも、ちょっと取り上げさせていただきましたけれども、今、課長も明確に説明の中でおっしゃっていただいたんで、本当によかったんですけど、私が8月の委員会で指摘したことを重く受けとめていただいたというふうに私自身も捉えたいと思います。

財政の問題とかも言いましたけれども、財政の問題は、いろいろ政治的な部分というのはあるので、見方によって、いろいろ変わるということはあるんですけども、ただ、客観的な情報は、ぜひ、財政の問題も含めて、きちんとお伝えいただきたいと思います。

もう一つの国のFAQの問題が、やっぱりこれを示していないと、どうしても答申もそもそも国が再算定を廃止することが大前提になっているみたいな書き方になっていて、前提にはなっているんですけども、いろいろ、実は2人分の年少扶養控除を算定しているとか、経過措置があるとか、FAQの中で、いろいろと、ちょっと。私自身もFAQを見てわかりづらいところはあったんですけども、実際問題として、単純に、ただ廃止するという問題だけじゃなかったということがあったので、そのことは、きちんと示してほしいということで8月の当委員会でも求めましたけれども、本当に受けとめていただいたということで、私は、理解したいと思います。本当によかったなど。拙速な判断というか、そういうきちんとした情報が検討委員会の中で共有されないで、その答申に基づいて市が判断するということになる、ちょっとまずいなというふうに思っておりましたので、今回、そういうふうに延期していただいたということ自体は評価したいと思います。私自身も本当に受けとめていただいたという意味では、ありがたく思っております。

ただ、ちょっと検討委員会の皆様には、本当に1年近くかけて議論していただいたという経過もありますので、皆様、お仕事をされていたりとか、保育園の保護者の方なんかもいらっしゃい

ますから、いろいろお仕事をされている方もいらっしゃるし、そういう意味でいくと、改めておわびもする必要も出てくると思いますし、きちんと事情は御説明いただいて、それは議会でそういう意見があったということも含めてお伝えいただきたいとか。そうしないと、多分、説明にならないと思うんだけど、そういうことも含めて、きちんとおわびをしていただいて、御納得もいただくような対応もあわせてお願いして、次回とか、今後提案するにしても、そういう基本的なことについてはきちんと情報共有をしていただいてやっていただくということはお願ひして、値上げ自体、私たちは反対ですけど、財政好転しているということもありますから、値上げじゃないというふうに皆さん方はおっしゃりたいのかもしれないんですけど、ぜひ、そこはきちんと抜かりなくやっていただくということをお願いして、今回は私は本当によかったと思っておりますので、受けとめたいと思います。

○橋本副市長 御指摘いただいた点につきまして、まず検討委員会の皆様には、この検討の結果を出していただいた検討委員会の皆様には、改めて事情について説明して、御理解を求めたいと思います。

そしてあと、FAQのことについては、資料を出した上で、十分、説明し対応したいと思ひます。

また、財政状況ですが、財政状況が悪いから、この改訂をするということではありませんが、市の財政状況、あるいは保育費の財政状況等は説明した上で対応してまいりたいと思ひます。したがいまして、改めてまた検討委員会を立ち上げて御検討いただくということと、もう年末には保育園の入所の手続等が始まります。それを踏まえすと、この見直しの条例提案については、今年度は見送りたいということをお願ひしております。

○幸野委員 改めて、本当に受けとめていただいてありがとうございます。

もう一つ、これは一般質問でも指摘して、先ほど言い忘れちゃったんですけど、子育て支援という、いわゆる多子世帯に対する支援の仕方とか、子育て支援のあり方というものも、ぜひ御検討いただいて、市のほうでの考え方というものも一定お示しいただけたらいいんじゃないかと。例えば、この問題に合わすというのはなかなか難しいかもしれないんですが、一方で並行的に考えていく課題じゃないかなと。特に少子・高齢化ということが常々言われている問題であるわけじゃないですか。少子・高齢化というのは自然現象ということもあるかもしれないですけども、ある意味では社会現象でもあることは事実だと思うんですよ。食いとめることはできるし、変えることもできるというふうに、皆さん方も、多分、思われていると思うんですよ。そういう意味では少子化対策の一環としての多子世帯への支援ということですよ。年少扶養控除の廃止という問題というのは、そこにかかりかかってくる問題でもありますから、そういうことも含めて、ぜひ御検討いただいて、進めていただきたいということをお願ひして、終わりたいと思ひます。

○尾澤委員長 ほかにございますか。また、委員側からも何かあればどうぞ。

(「なし」と発言する者あり)

2017.01.26 : 平成 29 年 文教子ども委員会 本文

○山口子ども子育てサービス課長 それでは、国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額等検討委員会開催状況について御説明いたします。

次第に沿って説明させていただきます。1 番の開催日ですが、第 1 回は昨年 12 月 16 日に開催しております。今後の日程については表記のとおり開催する予定です。

2 番の構成員ですが、平成 27 年度に開催したときのメンバーと若干違いがありまして、(1) の公募により選出された市民が、今回 1 名の応募がありまして、その方に決定したところです。この方が新しいメンバーとなっております。また(2) の識見を有する者のところで、前回と同じく私のほうで 3 名の有識者をお願いしたところではありますが、1 名の方がどうしてもお仕事が御多忙ということで、今回は 2 名となっております。そのほかの方は前回と同じメンバーをお願いして、了承を得ることができました。

3 番の諮問内容につきましては、旧年少扶養控除等の取り扱いについて、国の方針を踏まえて改めて検討するという諮問になっております。

今回添付しました資料といたしましては、第 1 回の委員会議事録がまず次のページからです。

先に進みまして、27 ページが当日の次第になっております。次をめくっていただいて 29 ページに資料の一覧がございますが、今回は当日配付資料を添付しております。資料番号 1-3) の平成 27 年度こくぶんじの決算につきましては、さきの決算特別委員会で既に皆さんにお配りしているのと同様の資料になります。分量が多いので、既にお配りしている資料については、今回は省かせていただいております。表の下から 2 行目の自治体向け F A Q につきましては、利用者負担額に関係する部分について、43 ページから添付させていただきます。

第 1 回目の検討内容は議事録の記載のとおりです。内容としましては、前回の検討のおさらいを行って、一番肝となるとところが市の説明が不十分であったところです。こちらは添付の自治体向け F A Q の内容を中心に御説明いたしました。

今回は行政の説明が多かったんですが、本格的な検討につきましては次回以降になります。年少扶養控除廃止の影響については、モデルケースとか階層が変動する方の要因を分析した詳細な資料を 1 件 1 件見ながら具体的に検討していく予定です。国の方針を踏まえて国分寺市としてどうするのか、今後具体的に検討を進めていきたいと考えております。

報告は以上になります。

○尾澤委員長 報告が終わりました。説明が終わりましたが、こちらに関しまして質疑のある方は挙手をお願いします。

○幸野委員 議事録も資料も目を通させていただきました。前回の検討委員会のときに説明が不足しているんじゃないかと私が指摘した資料についてはきちんと示していただいて、御説明もいただいているということは確認させていただきました。議事録の中での説明なんかかなり詳細に御説明いただいているというのもよくわかりましたので、検討委員会としての議論の前提の条件というのは整ったのかなということだけは評価したいと思っております。

あと、私が指摘したことが、私自身の解釈でこうなんじゃないのかって言ってたことのほとんどがかなりの的を射ていたなという思いもあって、国としたら確かに年少扶養控除そのものを再算定というか、年少扶養控除そのもの計算を減らしていきたいというのものもあるにしても、そんなに極端にやってるわけじゃなくてかなり段階的に徐々に経過措置も含めて、あるいは2人分を含めてとかいろいろやってたんだなということで、ちょっと安心しました。そういうことを指摘はしていたんですけど、実際どうなのかなという思いもあつたんですが、そういうことだということで理解いたしました。ぜひこういう丁寧な形での議論をお願いしたいと思います。

一方で構成員が公募の選出、これは2名募集したところ1名しかいないと。識見の方も2名になってしまったということでいうとちょっと残念だったなと。しかも欠席者も出てたりとか、あるいは体調不良で参加されている方もいらっしゃるようで、かなり実はこれは難しい説明なんです、一般市民からすると。私なんかも読み解くのに結構時間がかかるんですけど、そういう意味でいくと果たして3回で結論まで持っていけるのかというのは、正直言って疑問です。理解した上で本当に結論が出せるのかと。前提条件は整ってるんだけど、構成員の方の状況だとか、あるいは決めていく内容そのものを考えるともう少し時間も説明も必要なんじゃないかなと思います。もし構成員の方からそういう意見なんかが出ようであれば、それもぜひ、多分絶対にということじゃないと思いますので、ぜひ御検討いただけたらなと、これは確認だけしたいんですけど。

○山口子ども子育てサービス課長 御指摘の3回でというのは、前回の委員の方がかなり多いということで、一応ポイントを絞ることで私のほうは3回で結論まで導きたいというのが今の予定であります。しかし御指摘のとおりいろんな諸条件を検討していくうちに、もうちょっと十分な議論ということも展開としてはあり得るかなと考えております。その辺のところも十分踏まえながら、しっかりしたものを答申としてまとめていただくように担当としては考えていきたいと思っております。

○幸野委員 所得税から住民税の方式に移行したいという思いもよくわかります。それは多分、再来年度を視野に入れると今年度中に、また来年度初めの段階で一定システムとかの関係もありますからというのはわからなくもないんですけど、ただ理解もない中で、この間の経過なんかも含めて考えると、そこはぜひより丁寧にやっていただくというのが基本かなと思います。結論ありきで進めるということではない形をぜひお願いしておきたいと思えます。それと中身については、そういう意味では議論の経過も含めて結果を待ちたいと思えます。

～中略～

○星委員 基本的に教えていただきたいという質問で、個別に聞けばいいんですけど。12ページの4つ目の事務局の発言で、利用者負担の上限額ですけども、国分寺市は国の上限額と比べて歴史的に低減してますとありますが、これってほかの自治体と利用者負担額、国分寺市はどのぐらいの位置にあるかっていうのは比べることって可能なんですか、その辺を知りたいと思えます。

○山口子ども子育てサービス課長　こちらは毎年変動する数値ではあるんですが、所得層によっての応能負担主義という形になりますので、その変動によって変わる部分があります。今、全ての利用者負担額、徴収額が国の基準に対してどのくらい徴収できているかという率は毎年26市で調査をしています。国分寺市は50%前後ぐらいのところを推移していて、26市の中では割と平均的な数値となっております。

○星委員　わかりました、そういう位置にあるわけですね。また必要と思うときは資料請求をさせていただきます。

あともう一個、議事録を一生懸命読んだんですけどわからない点がありました。21ページなんですけども、ここの事務局の発言を御説明いただきたいという質問なんですけど、「年少扶養控除を加味した分布と同様の分布で試算を作成してしまうと、本来控除がなくなった分、税額が上がるのに階層は上がらないということが予想されて、その場合実質保育料を値下げしたのと同様」とありますが、これは結局控除がなくなっても、子ども手当は払われているのに、それで保育料の負担が上がりなかつたら実質値上げしたことと一緒だろうという意味なんですか。ここのところがわからなかったもので、お願いします。

○山口子ども子育てサービス課長　こちらは前回の検討におきましては、まさに幸野委員が指摘のように、我々としましては国が制度を廃止した、つまり年少扶養控除を考えないということが国の大前提だという説明のもとに議論を進めましたので、そこで結局加味してしまうと実質その分若干上がってしまう人が出てしまうのはやむなしという考え方からすると、そこを調整することで値下げにつながってしまうという解釈で行っていたというのが前回の実情であります。FAQの内容を見ても、改正した前後で中立的なものを国としては設定していますという記載がありますので、そういった解釈の前提のもと、今回まさにやり直しているという状況になっております。

○幸野委員　確認なんですけど、出していただいた資料で議事録のあとについている部分で、再算定にかかわる部分というのはFAQだけかな、出してもらったのって。あれ、これだけですか。何かほかに通知とかそういうのはなかったのですか。

○山口子ども子育てサービス課長　FAQになるんですが、51ページの139番、それと52ページの141、142、143番あたりのところがまさにかかわっているところで、詳細に説明いたしました。ほかには特にはございません。

あと、年少扶養控除の、一応こちらは議会にも示したもののなんですが、35ページの資料1-4)が変遷として説明しております。

○幸野委員　じゃあ、改めて整理していただいた上で、年少扶養控除の再算定に関する国の考え方の部分というのはこのFAQだけだったという理解でいいのかな。それも今言っていただいた139番から143番ぐらいまでの間のここが国の考え方で、これだけだと理解していいという

ことですか。その他は何もなくて、この範囲内で我々も考えればいいと理解していいのかだけを確認したいんですけどいかがですか。

○山口子ども子育てサービス課長　この自治体向けFAQは通知が次々出ている中のものをちゃんと反映させて毎年編成してるものなので、これで全て網羅されているという認識になります。

○幸野委員　わかりました。多分これは毎年というよりは頻繁に更新されてるんですよね。43ページで見ると10月19日だから、私が指摘した後にも多分変わっている中身もいろいろ出てきているんですよね。そこが変わったかどうかというのは別にして、年少扶養控除の再算定のところが変わったかどうかというのは別にして変わっているところもあると思うので、もし今回の利用者負担額等検討委員会のところで関連する部分でまた変わるようなことがあれば、そこも逐次御説明いただいて、我々もそこはぜひ知りたい部分でもありますから。多分自治体からの質問とかに答えてFAQがつくられているという関係もあるんです。だから今あるのが全てじゃなくて、多分いろいろ疑問なんかも出て、むしろ検討委員会のほうからここはどうなっているのという疑問を出してもらって、それを市の担当者から国に確認するみたいなことがあってもいいと思います。そういうことも含めてぜひ柔軟にいろいろリアルタイムに更新しながら進めていただきたいということをお願いして、また我々にもきちんと情報提供もしていただきたいということを求めて終わりたいと思います。

○尾澤委員長　ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

